

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和五年十二月一日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和四年四月十一日奈良県指令高土第三三―三〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年十一月十六日高土第一〇四七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市南花内一―三番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡広陵町馬見南三丁目一二番三三号

門利子